

埼玉県秩父農林振興センター 自動販売機設置事業者募集要項

埼玉県秩父農林振興センターでは、県有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と県有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

1 目的

県有財産の有効活用を図り、県の自主財源の確保及び設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

「令和6・7年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和7・8年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に応募者が掲載されていること。

(参考) 名簿登載申請の資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日）第32条第1項各号に掲げるものでないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 国、地方公共団体又はその他法人との種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年度の間に2回（2か所）以上全て誠実に履行していること。
- (6) 県税を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

3 募集事項等

(1) 貸付契約の内容

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積(設置台数)

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	埼玉県秩父農林振興センター	秩父市日野田町 1-1-44	1階 玄関ホール (配置図)	1.1m×1.9m 2.09 m ²	1台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※ 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(更新なし)。

本公募要項において設置が決定し、契約した事業者は、埼玉県秩父農林振興センターと協議の上、原則として令和7年4月1日(火)から令和7年4月9日(水)(土曜日、日曜日を除く)までの間に自動販売機を設置する。

(4) 貸付条件等

別添仕様書による。

(5) 注意事項

ア 参考データ

自動販売機を設置した場所の年間売上本数

物件番号	設置場所	種別	昨年度売上本数 (R5.4~R6.3)	直近の売上本数 (R6.4~R6.9)	特記事項
1	秩父農林振興センター	飲料水(缶・ペットボトル)	設置なし	1,261本	

イ 職員数(令和7年1月1日時点) 67名

4 応募手続

(1) 設置事業者登録名簿への登載(参加資格審査)

この募集に参加を希望する者は、県管財課が作成している「令和6・7年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和7・8年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に登載されている必要があること。

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等(次のウに掲げる書類)を提出しなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

持参の場合：令和7年2月5日(水)から令和7年2月12日(水)までの午前9時から午後5時までの間(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び正午から午後1時までの間を除く。)

郵送の場合：令和7年2月5日（水）から令和7年2月12日（水）まで
（最終日の消印有効とする。）

イ 提出先

埼玉県秩父農林振興センター 総務担当
住所：秩父市日野田町1-1-44
電話：0494-24-7211
メール：t247211@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出書類

	提出書類	提出部数
①	参加申込書（様式第1号）	各1部
②	貸借料提案書（様式第2号）	
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）	
④	設置する自動販売機のカタログ	
⑤	自動販売機設置事業者登録書（写）	

注1 貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印または署名し、提出のこと。

注2 設置する自動販売機が特定できるようカタログに明記しておくこと。

(3) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出すること。なお、郵送に係る事故により、参加申し込みが出来なかった場合でも、県は責任を負わない。

(4) 貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額

記載する金額は、年額とする。

応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

6 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計

点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が、埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第103条の規定に基づいて定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の価格であること。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

(2) 具体的選定方法

設置予定事業者は、「総得点」の最も高い者とする。

(3) 総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

【評価項目及び評価点】

	評価項目	評価の視点	配点
内容点	1 社会貢献度	県事業への人的支援、寄附（物品の提供や県設置基金への寄附を含む。）、協定に基づく協力体制など	20点
	2 自動販売機機能、提案	環境配慮・リサイクル啓発の提案、リサイクル率を高めるための提案など 電子マネー対応、災害時に飲料提供が可能な防災対策機能などの附加機能	10点
	3 商品内容	県産品の取扱い、環境配慮を考慮した商品構成提案（リサイクル100%ペットボトル、ペットボトル飲料の構成比率など）	10点
	小計点		40点
価格点	提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	60点
総得点			100点

※ 内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、小数点第2位で四捨五入する。

※ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

(4) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するに当たり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業

者の優先順位を審議するため、「飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

(5) 設置予定事業者の決定時期

選定は、令和7年2月中旬に行う予定である。

(6) 選定結果の通知

令和7年2月19日（水）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(7) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

(8) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について埼玉県秩父農林振興センターのホームページに掲載するものとする。

- ・公募自動販売機数
- ・公募参加者数
- ・設置事業者決定日
- ・各設置事業者名
- ・各設置事業者の総合評価得点（総得点）

7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 不正行為による応募
- イ 貸貸借料提案書の金額、氏名又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ウ 貸貸借料提案書の記名、封筒への割印または署名を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、県から補正を求められた場合は、この限りでない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるとき

は、選定期間を延期し、又は取り止めることがある。

8 契約

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 設置予定事業者は、令和7年3月5日（水）までに、契約書に記名押印の上、埼玉県秩父農林振興センターに提出し、県と県有財産賃貸借契約を締結する。
なお、貸付が土地の場合は、契約金額によっては印紙を貼付することになるが、印紙代は設置予定事業者の負担とする。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第81条の規定に基づいて契約保証金を徴収する場合がある。

9 設置予定事業者の決定取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。
 - ア 8（2）に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき
 - イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
 - ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本県が判断したとき
- (2) (1)により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、設置予定事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う（予定価格以上の者）。

10 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は、次による。

- (1) 質問の方法
質問は、令和7年1月28日（火）から令和7年1月31日（金）午後5時までに、質問書（様式第4号）の様式を使用し、原則として電子メール（又はFAX）により、下記12に示すメールアドレス又はFAX番号宛に提出する。
質問は必要最小限とすること。
また、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。
- (2) 質問への回答
原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和7年2月3日（月）までに埼玉県秩父農林振興センターのホームページに掲載する。

11 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号)の定めるところによる。

- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置並びに現に受けている行政財産使用許可の取消及び県有財産賃貸借契約等の解除を行うことがある。
- (4) 自動販売機設置に係る契約書等の文書は、埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)に基づく情報公開請求等により第三者へ公開する場合がある。

12 問い合わせ先

秩父市日野田町1-1-44
埼玉県秩父農林振興センター 総務担当 井上

TEL : 0494-24-7211
FAX : 0494-23-8369
E-mail : t247211@pref.saitama.lg.jp

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	埼玉県秩父農林振興センター	秩父市日野田町 1-1-44	1階 玄関ホール (配置図)	1.1m×1.9m 2.09 m ²	1

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することもある。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

飲料水：おおよそ幅 1,250mm×奥行 950mm×高さ 2,000mm 以内

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

③ その他

「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針（令和6年度版）」の自動販売機の判断の基準に適合すること。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製や金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

5種類以上の清涼飲料水とする。

(缶・ペットボトルのみとし、カップ飲料及び紙容器飲料は不可とする。)

(2) 価格

市販価格(定価)から10円割引いた価格とする。

5 貸付料

年額の貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

6 管理費

管理費は、年度ごと、貸付料と同時に一括して徴収する。

令和7年度の管理費は、設置する自動販売機（種別：缶、ペットボトル）1台当たり 19,978円／年（うち消費税及び地方消費税 1,816円）とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して埼玉県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

埼玉県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

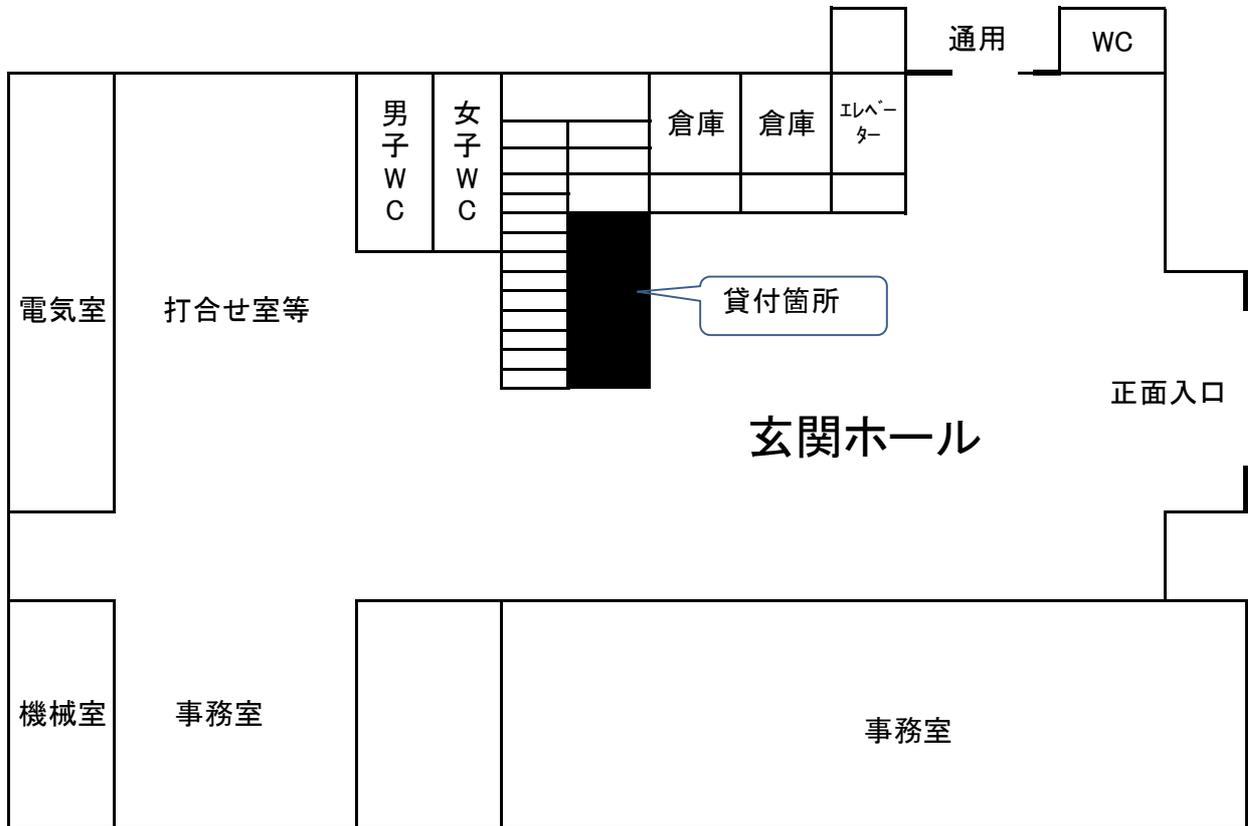
11 商品等の盗難及び破損

(1) 埼玉県の責に帰することが明らかな場合を除き、埼玉県はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(配置図)

秩父農林振興センター 1階



物件番号 1

賃貸借料提案書

自動販売機の設置場所貸付に係る提案(埼玉県秩父農林振興センター1階玄関ホール)

提案賃貸借料（年額）								
	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

「自動販売機設置事業者募集要項」、「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」の内容を承知し、上記金額のとおり提案します。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県秩父農林振興センター所長 戸井田 幸夫 様

応募者

住所

法人名(個人名)

- (注) ① 金額は、算用数字で右詰め記入し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。
- ② この賃貸借料提案書は、封筒に入れ、継目部分に割印(担当者印で可・省略不可)を押印してください。
- ③ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

賃貸借料提案書を入れる封筒の記載例

(表)

賃貸借料提案書在中		<input type="checkbox"/>
財産名称 埼玉県秩父農林振興センター 1階玄関ホール (物件番号1)		<input type="checkbox"/>
住所 さいたま市〇〇区〇〇町1-1-1		<input type="checkbox"/>
法人名(個人名) 〇〇株式会社		<input type="checkbox"/>
代表者名 代表取締役 埼玉 太郎		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

(裏)

署名		署名
----	--	----

○封筒は長形3号(120mm×235mm)を用意し、賃貸借料提案書を入れた後、のりで封をしてください。封入後、継目部分に2か所割印もしくは署名してください。

○表には「賃貸借料提案書在中」という文言と、財産名称、物件番号、応募者の所在地、法人名等を必ず記載してください。

○封筒は、自社の封筒でも市販の封筒でも結構です。

○割印もしくは署名は省略できません。必ず押印もしくは署名してください。

自動販売機設置に係る提案書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県秩父農林振興センター所長

応募者

所在地

法人名

代表者

自動販売機設置に係る取組は、下記のとおりです。

記

1 応募物件

物件番号	財産名称
1	埼玉県秩父農林振興センター

2 必須事項確認欄

以下のとおり、「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」で定める条件を満たしています。

確認項目	チェック欄（該当する場合は○を記入してください。）
ア 大きさ及びデザインの条件を満たしていること 仕様はユニバーサルデザイン（車椅子対応）であること	
イ 「埼玉県グリーン調達・環境配慮推進方針」の「飲料自動販売機設置」の「判断の基準」に適合すること（環境省の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「自動販売機設置」基準に適合すること	
ウ 上記以外の仕様書で定める条件を満たしていること	

3 提案内容（確認内容は、下記1、2）

	確認内容		提案内容
1	自動販売機機能、提案	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮やリサイクル啓発の提案、リサイクル率を高めるための提案などを記入（例：リサイクルボックスの形状変更による工夫など） ・電子マネー対応、災害時に飲料提供が可能な防災対策機能などあれば記入 ・その他附加機能、提案事項があれば記入 	
2	商品内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商品構成においてリサイクル100%のペットボトルがある場合、割合を含めて記入 ・商品構成のうち、ペットボトルが占める割合を記入（紙パック飲料・カップ式飲料除く） ・県産品の取扱いの有無、内容を記入 ・その他商品構成での提案事項があれば記入 	

注1 自動販売機機能欄の内容は、当該施設の貸付場所に設置予定の自動販売機の機能内容を記入してください。なお、自動販売機のカタログ（当該施設の貸付場所に設置予定のもの）を必ず添付してください。

注2 全ての項目に記入（該当なしの場合は、その旨）をしてください。

注3 記載欄が不足する場合は適宜別紙等を使用してください。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県秩父農林振興センター所長 あて

(〒 ー)
所在地
法人名
及び代表者名
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

自動販売機の設置場所貸付に係る募集（埼玉県秩父農林振興センター）について、
下記のとおり質問します。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用してください）

自動販売機設置場所賃貸借契約書（例）

貸主埼玉県（以下「甲」という。）と借主●●●●（以下「乙」という。）とは、埼玉県が所有する県有財産の一部場所（以下「賃貸借場所」という。）において、自動販売機を設置することを目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、賃貸借物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
埼玉県秩父農林振興センター	秩父市日野田町 1-1-44	1階 玄関ホール	1.1m×1.9m 2.09㎡	1

（指定用途等）

- 第3条 乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。
- 2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
なお、自動販売機の設置及び撤去の日は、甲、乙協議のうえ、賃貸借期間内で甲が指定する日とする。

（契約更新等）

第5条 前条に定める賃貸借期間満了時において、本契約の更新（更新の請求を含む。）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除する。

(※契約保証金を徴収する場合)

第6条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金●, ●●●円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金には、利息を付けないものとする。

3 甲は、賃貸借期間が終了したときは、第1項に定める契約保証金を、乙に還付するものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

(賃貸借料)

第7条 賃貸借料は年額金●●●, ●●●円(うち消費税及び地方消費税の額は●, ●●●円)とする。

2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき日割り計算により算定した額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(管理費)

第9条 乙は、自動販売機の設置に係る管理費を負担するものとする。

2 1年未満の期間に係る管理費の額は、前項の管理費に基づき日割り計算により算定した額とする。

(賃貸借料及び管理費の支払)

第10条 乙は、甲の発行する納入通知書により、毎年4月末日までに、その年度に属する賃貸借料及び管理費を甲に支払わなければならない。

ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。以下同じ)した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

(違約金の徴収)

第11条 乙は、前条に定める期限までに賃貸借料及び管理費を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸料及び管理費の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(費用負担)

第12条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第22条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(賃貸借物件の引渡し)

第13条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任等)

第14条 乙は、引き渡された賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第15条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第16条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第17条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第18条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第19条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第20条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。

この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第21条 乙は、自動販売機の売上本数及び売上額を、毎月1日から月末までの分を各年度の上半期及び下半期ごとにとりまとめ、上半期分は10月20日、下半期分は4月20日までに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、甲は、3か月前までに解約の通知を行い、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 本契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。
- (2) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
- (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。
- (11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。
- (12) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (13) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

（賃貸借物件の明け渡し）

第23条 賃貸借期間が終了したとき又は第22条の規定により契約が解除となったときは、乙は、直ちに自動販売機を撤去し、賃貸借物件を、甲に明け渡さなければならない。

（原状回復義務）

第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。
- (2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

（損害賠償）

第25条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第22条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(不当な要求の報告)

第26条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告するよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第27条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(甲に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第28条 第23条の規定により賃貸借物件を明け渡す場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第29条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第31条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

紙契約の場合

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

電子契約の場合

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の上、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県秩父市日野田町1-1-44
埼玉県
埼玉県秩父農林振興センター所長 戸井田 幸夫 印

乙 住所
氏名 印

電子契約の場合、「印」を削除してください。

別紙

自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

飲料水：おおそ幅 1,250mm×奥行 950mm×高さ 2,000mm 以内

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

③ その他

「令和3年度埼玉県グリーン調達推進方針」の自動販売機設置の「判断の基準」に適合すること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製や金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理する。

(3) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

3 販売商品の種類等

(1) 種類

5種類以上の清涼飲料水とする。

(缶・ペットボトルのみとし、カップ飲料及び紙容器飲料は不可とする。)

(2) 価格

市販価格(定価)から10円割引いた価格とする。

4 その他

自動販売機設置に係る契約書等の文書は、埼玉県情報公開条例(昭和57年埼玉県条例第67号)に基づく情報公開請求等により第三者へ公開する場合がある。